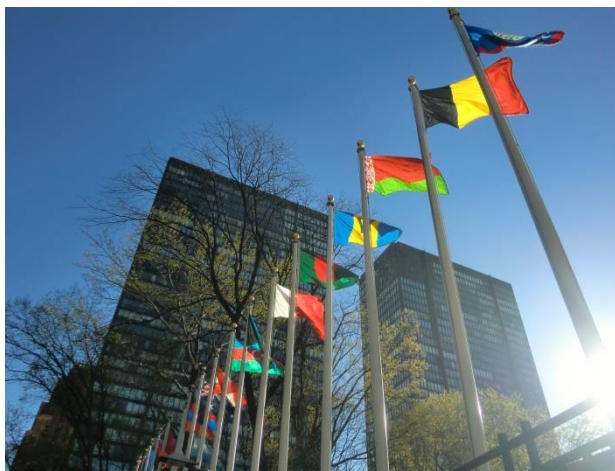




2015年NPT再検討会議の報告 ～核兵器禁止に向けての動きを中心に～

2015年6月13日

長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) 中村桂子

今日の話



1. 2015年NPT再検討会議とは？

2. 核兵器使用の非人道性をめぐる動きは？

3. 核兵器禁止の法的枠組みに向けた進展は？

4. 非人道性・法的枠組みは「最終文書案」でどのように扱われたのか？手がかりは残ったのか？

2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議

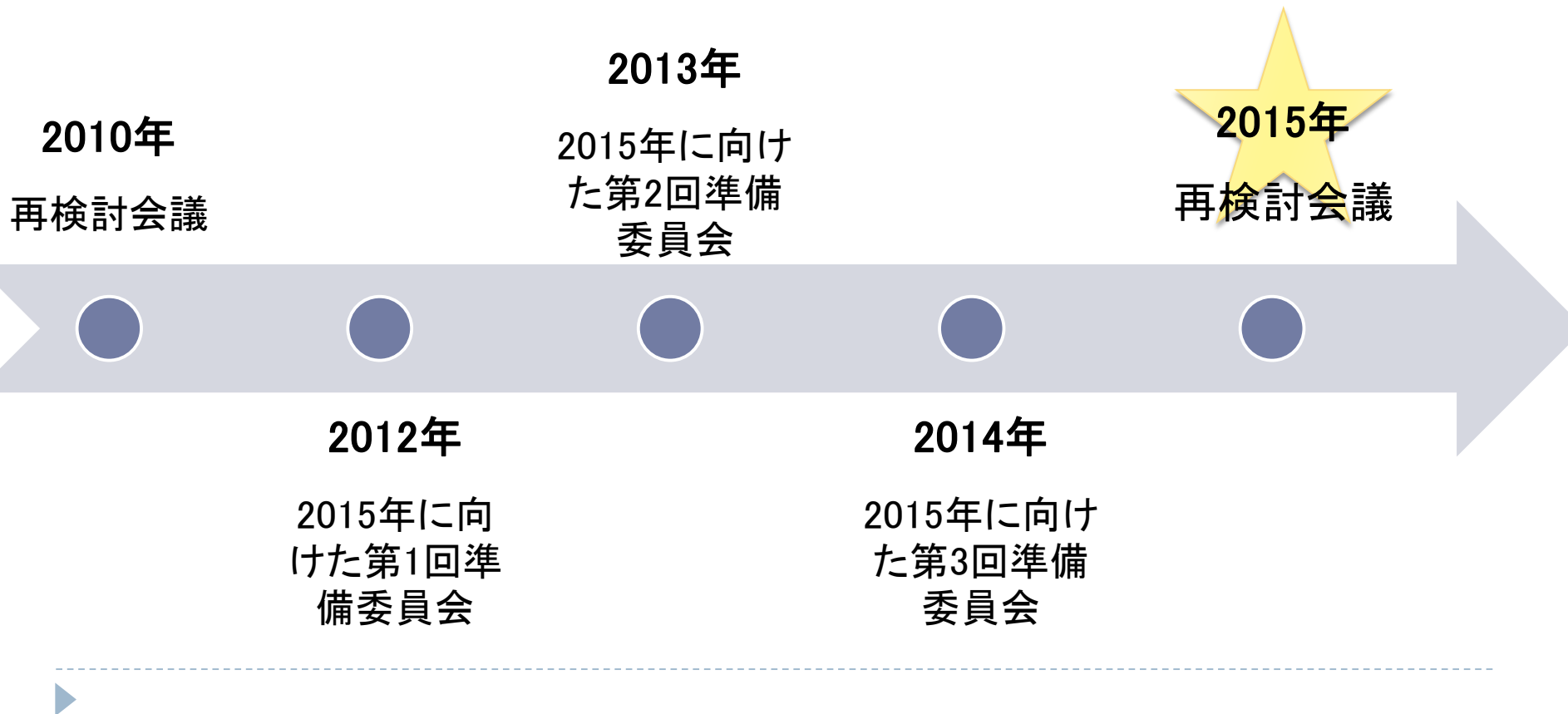


- 2015年4月27日～5月22日
(4週間)
- ニューヨーク国連本部
- 161か国、107NGO団体が出席
- イスラエルがオブザーバー出席
- 議長:タウス・フェルキ氏(アル
ジェリア外相補佐)



NPT再検討サイクル

- ▶ 条約の3本柱(核軍縮・核不拡散・核エネルギーの平和利用)にわたって運用状況を検討するために、5年に一度、「再検討会議」が開かれる。
- ▶ そのあいだに3回の「準備委員会」を開催。



「再検討プロセス」 これまでの大きな流れ

1995年 NPT再検討・延長会議

- ・「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」文書
- ・「中東に関する決議」

2000年 NPT再検討会議

- ・「核兵器国による保有核兵器の完全廃棄に向けた明確な約束」を含む、核軍縮のための13項目の「实际的措置」

2010年 NPT再検討会議

- ・ 64項目の「行動計画」



再検討会議・議事の主な流れ

開会、一般討論(General Debate)

第1週

主要委員会Ⅰ：
核軍縮、安全
の保証など

主要委員会Ⅱ：
不拡散、保障措
置、地域問題な
ど

主要委員会Ⅲ：
核エネルギーの
平和利用、核セ
キュリティなど

第2週

補助委員会Ⅰ
核軍縮のための
「効果的な措置」な
ど

補助委員会Ⅱ
中東非・VND地帯

補助委員会Ⅲ
条約脱退問題など

第3週

素案

素案

素案

第4週

「最終文書」案の策定、合意に向けた交渉
閉会

今日の話



1. 2015年NPT再検討会議とは？

2. 核兵器使用の非人道性をめぐる動きは？

3. 核兵器禁止の法的枠組みに向けた進展は？

4. 非人道性・法的枠組みは「最終文書案」でどのように扱われたのか？手がかりは残ったのか？

■ 2010年NPT再検討会議の最終文書（2010.5）

→核兵器の非人道的性格について初めて言及

「会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。」



■ 国際赤十字社・赤新月社の貢献

・ ケレンベルガー赤十字国際委員会

（ICRC）総裁（当時）演説（2010年4月

「核兵器の時代に終止符を」

・ 国際赤十字・赤新月運動代表者会議決議

（2011年、2013年）



ICRC

2010年以降の核兵器をめぐる議論の**変化**

**軍備管理・安全保障
アプローチ**

→廃絶は遠い未来

**「国家」の安
全保障**

核兵器保有は大国の証

核兵器が国の安全を守る

核兵器は役に立つ兵器

核兵器には価値がある

核兵器を持つ
ことは恥

核兵器では
人々の安全は
守れない

人道アプローチ

→核兵器を2度と使
わせてはならない。
そのためには禁止
条約をつくり、廃
絶を実現。

**「人間」の安
全保障**

一発の核爆発でも
壊滅的な被害をも
たらす

5回にわたる「非人道」共同声明

- ① 2012年5月 NPT再検討会議第1回準備委員会 → 16力国
- ② // 10月 国連総会第一委員会 → 35力国
- ③ 2013年5月 NPT再検討会議第2回準備委員会 → 80力国
- ④ // 10月 国連総会第一委員会 → 125力国
- ⑤ 2014年10月 国連総会第一委員会 → 155力国

■ 日本政府の反応

- ・①②に署名せず。「非合法化」への努力強化が核抑止に依存する政策と相いれないため。
- ・③にも署名せず。「核兵器がいかなる状況でも使われないことが人類の生存にとっての利益」という箇所に難色。
- ・国内外の批判から、④⑤に署名。非人道性の認識が「あらゆるアプローチの下支えとなるべき」の文言等を受けて。

3回の「核兵器がもたらす人道上の影響」国際会議

■「ファクト・ベース」(事実情報に基づく)会議

→ 科学的知見に基づく専門家らのプレゼンテーションを受けて、各国政府、国連、国際赤十字などの国際機関、市民社会の関係者が議論。

第1回 2013年3月4～5日 ノルウェー・オスロ

■ 127か国が参加、5つの核兵器国は不参加

■ 主たる結論

- 核兵器が使用されたら、いかなる国家も、あるいは国際機関も、緊急事態に十分に対応し、被害者に十分な救援活動を行うことは不可能であろう。そのような対応能力を確立すること自体、いかなる試みをもっても不可能かもしれない。
- 核兵器は即時的にも長期的にも壊滅的な結果をもたらす。
- 核爆発の影響は国境を越え、地域的にも世界的にも国家や市民に重大な影響を及ぼす。

第2回 2014年2月13～14日 メキシコ・ナジャリット

- 146か国が参加。5つの核兵国は不参加
- 初の「被爆者セッション」開催
- 主たる結論：
 - 核爆発は社会経済開発を阻害し、環境悪化も招く。
 - インフラ、経済活動、貿易、通信、医療施設、学校などの再建には数十年がかかる。
 - 放射線被曝は短・長期的に人体のあらゆる臓器に悪影響を与える。
 - 核拡散、サイバー攻撃に対する脆弱性、人的ミス、テロなど、**核兵器使用のリスクは世界規模で増大している。**
- 「次の行動」＝**法的枠組みの制定**を求める声が参加者から相次ぐ。

“核兵器の人的影響に関する広範かつ包括的な議論は、法的拘束力のある条約を結ぶことを通じて、新たな国際基準及び規範を実現するとの、政府及び市民社会に繋がっていかねばならない。…この目的に資するような外交プロセスを開始する時期が来た…広島、長崎への核攻撃から70年目を迎える今こそが、我々が目標に向かうにふさわしいマイルストーンである。”（議長総括より）

第3回 2014年12月8～9日 オーストリア・ウィーン

- 過去最大の158か国が参加。米、英も初参加
- テーマ別セッションの新しい要素：
 - 「核実験の影響」⇒マーシャル諸島、米、豪州など
 - 「国際規範と核兵器の非人道的影響の俯瞰図」
⇒国際環境法や国際保健法が核爆発の事態にいかに適用されうるか、核兵器と国際人道法との関係、法の倫理等
 - 「核抑止」政策に内在するリスクも議論される
- 「オーストリアの誓約」文書が出される

「核兵器の禁止及び廃棄に向けた**法的なギャップ（欠けている部分）を埋める**ための効果的な諸措置を特定し、追求することを求める」

「**核兵器を忌むべきものとし、禁止し、廃絶する**努力において、すべての関係者と協力していく」

- 2015年1月、オーストリア政府が各国に賛同要請を送付

NPT第6条(核軍縮)

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する**効果的な措置 (effective measures)**につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(1996年)

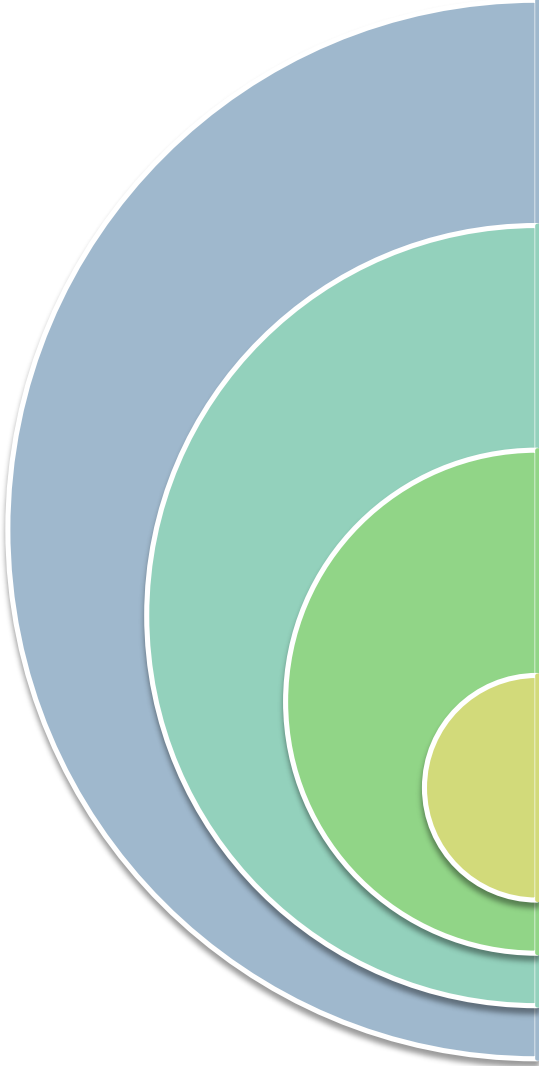
「厳密かつ効果的な国際管理の下における、あらゆる点での核軍縮に導かれる交渉を誠実に遂行し、**完結させる義務**がある。」

2015年再検討会議における 「核兵器の非人道性」への認識の広がり

- ▶ 参加国の多くが「非人道性」に言及、その多くが「核兵器の法的枠組み」の必要性に言及
 - ▶ オーストリア、6回目となる「核兵器の人道上の結末に関する共同声明」を発表。
 - ▶ 賛同国は過去最多の159か国。
 - ▶ オーストラリア、3回目となる同タイトルの共同声明を発表。
 - ▶ 賛同国は26か国。
 - ▶ 「人道」と「安全保障」の両面を強調
 - ▶ 「オーストリアの誓約」への賛同国が拡大。会期中に76か国⇒107か国。
「NPT締約国過半数の声」訴え。
-



今日の話



1. 2015年NPT再検討会議とは？

2. 核兵器使用の非人道性をめぐる動きは？

3. 核兵器禁止の法的枠組みに向けた進展は？

4. 非人道性・法的枠組みは「最終文書案」でどのように扱われたのか？手がかりは残ったのか？

新アジェンダ連合が提案する
「効果的な措置」の前進に向けた法的アプローチ
核兵器禁止の法的枠組みの「4つのオプション」

オプション1：

「包括的核兵器禁止条約」

(Nuclear Weapons Convention, NWC)

■核兵器禁止、廃棄、検証を条約に規定。

■1997年「モデルNWC」をコスタリカやマレーシアが国連に提出。

オプション2：

「簡潔型核兵器禁止条約 (Nuclear Ban Treaty, NWBT)

禁止規範を先行。廃棄プロセスはあとから。

■核保有国の参加は当初からの必須要件ではないとの考えも。

オプション3：

核兵器 **枠組み協定型**

■NPTを中心に、別々の条約などが相互に支えあう形で枠組みを構成。

■2008年に潘基文国連事務総長が「核軍縮の5項目提案」で言及。

オプション4：

上記3つの「混合プラン」

単一条約型
(Stand-alone)

新アジェンダ連合の提案

(1) 「主要委員会 I」(核軍縮)の補助委員会において、**「効果的な措置」**を議論するセッションを開催する。

(2) NPT再検討会議以降も、国連総会などあらゆる核軍縮協議の場で、**「効果的な措置」**の議論を前進させるための適切なフォローアップをするという**「決定」**を再検討会議で行う。

.....

(1) は実現するも、**「効果的な措置」**の解釈をめぐって核兵器国は**「法的アプローチ」**に抵抗。

「我々は、多国的な法的拘束力のある協定のみが『効果的な措置』であるという前提を受け入れることはできない。(略)核軍縮プロセスの最終局面が、合意された法的枠組みの中で追求されなければならないことを、我々は受け入れられる。しかし、第6条が核兵器を最終的に廃絶するための時間枠も特定の要件も要求していないことは明らかである。」(5月8日、補助委員会 I 「効果的な措置」での米国の発言)

⇒ **「ステップ・バイ・ステップ」アプローチ堅持の意向**

今日の話



1. 2015年NPT再検討会議とは？

2. 核兵器使用の非人道性をめぐる動きは？

3. 核兵器禁止の法的枠組みに向けた進展は？

4. 非人道性・法的枠組みは「最終文書案」でどのように扱われたのか？手がかりは残ったのか？

■最終文書案に至る過程で、「非人道性への認識」「非人道性会議の成果」等は大きく削除・修正される。

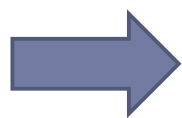
■法的枠組みについても、「核兵器禁止条約」などの具体的名称は削除される。「効果的措置」が法的アプローチに限定されない、との表現に。

⇒「大多数の声」が反映されないプロセスに批判。

一方、最終文書案には「今後に向けた手がり」も。

■NAC提案の「単一条約型」「枠組み協定型」の文言は残る。

■第70回国連総会にて、法的条項を含む第6条完全履行のための「効果的な措置」を特定、追求する「公開作業部会」(OEWG)の設立を勧告。



米政府：「最終文書の（中東会議関連部分以外の）他のすべての部分に賛同する用意があった」

会議の結果は悲しむべきことではあるが、
今は悲嘆にくれている時ではない。

---コスタリカ政府代表

- 「人道グループ」など非核兵器国・市民社会の前進への意欲
 - ▶ **アイルランド** 「新アジェンダ連合は、核軍縮に向けた効果的な措置を実現するための可能な道筋を描く作業を開始した。この作業を継続することはアイルランドにとって喫緊の優先事項である。」
 - ▶ **コスタリカ** 「今回の再検討会議の結果がどのようなものであれ、人間の安全保障、民主主義、国際法を信じる国々の着実な前進を何人たりとも止めることはできない。」
 - ▶ **国際NGOネットワーク「ICAN」** 「2015年再検討会議の成果は『非人道性の誓約』である。（略）今こそ、その賛同国は、『誓約』を法的拘束力のある核兵器禁止条約の基盤として使うべきだ。このプロセスは遅滞なく始められなければならない。広島・長崎の被爆70年は、このプロセスを開始すべきマイルストーン（里程標）としてすでに認知されている。」